

松本市景観計画改定業務委託に関する選考委員会設置要綱

1 設置

松本市景観計画の改定にあたり、高度で専門的かつ幅広い知識を有する委託者を公募型プロポーザルにより適正に選定するため、松本市景観計画改定業務委託に関する選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

選考委員会の委員は、松本市景観計画改定業務委託に関する企画提案について総合的に審査し、最も優秀な提案をした参加者を優先交渉先として選考すること。

3 組織

- (1) 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、選考委員会を代表し、会務を処理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合はこれを代理する。

4 会議

- (1) 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員の出席がかなわない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 評価・審査

松本市景観計画改定業務委託に関する審査基準（別紙3 審査項目及び配点）に基づき、評価・審査を行う。

(1) 評価

委員は、選考委員会の審査に供する企画提案の評価を行う。

ア 審査方法：提案書による説明を受けて評価を行う。

イ 審査内容：提案書記載事項、説明、質疑応答に基づく技術評価

(2) 審査

選考委員会が、委員の評価結果について審査を行うと共に、価格評価を行い、優先交渉先を選考する。

6 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

7 庶務

委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

選考委員会 委員名簿

1	委員長	建設部長
2	副委員長	都市計画課長
3	委員	総合戦略室次長
4	委員	お城まちなみ創造本部次長
5	委員	建築指導課長